

令和5年5月1日

本校生徒・保護者の皆様

東京都立小川高等学校長

山田 智美

5類感染症移行後の学校における新型コロナウイルス感染症の対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動に御理解を賜り、ありがとうございます。早いもので、新学期が始まり、1か月が経とうとしておりますが、生徒は授業に部活動に良く取り組んでおります。

さて、国は、5月8日より新型コロナウイルス感染症を2類から5類に引き下げることを決定しました。そのことを受けて、学校保健安全法施行規則の一部が改訂され、その旨、文部科学省を経て、東京都教育委員会から学校の対応について通知が来しました。

したがって、今後の本校での対応について、下記のとおり実施をいたします。御対応、御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 出席停止の措置について

- (1)新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、出席停止の期間は、「発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで」が基準となります。
- (2)出席停止が解除された後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

2 濃厚接触者の特定について

5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われなくなります。

3 学校生活での対応

- (1)学校は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も、適切な換気の確保や手洗い等の手指衛生、咳エチケット等の対策を引き続き行っていきます。
- (2)生徒には、学校教育活動においては、マスクの着用を求めません。個人の判断を尊重します。
- (3)今後、地域や学校で感染が流行している場合には、活動場面に応じて一層の感染症対策を求める場合があります。

4 その他

今後、都教育委員会の指示により、変更が生じる可能性もございます。ご承知おきください。

〔問合せ先〕

東京都立小川高等学校

副校長 高橋 仁

電話 042-796-9301